

## 令和元年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,119,972 千円
歳出 社会保障施策経費	26,643,986 千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	173,408	111,779
	障がい者福祉事業	4,317,175	1,599,647
	老人福祉事業	2,885,734	2,121,721
	児童福祉事業	10,164,669	3,761,513
	生活保護事業	5,267,973	1,538,841
小計		22,808,959	9,133,501
社会保険	国民健康保険事業	1,373,736	983,360
	介護保険事業	1,467,822	1,421,121
小計		2,841,558	2,404,481
保健衛生	保健衛生事業	78,910	78,588
	予防事業	912,070	882,240
	診療所事業	2,489	1,725
小計		993,469	962,553
合計		26,643,986	12,500,535